

電波利用環境委員会報告 (案)

CISPR の審議状況及び
ハンブルク会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR B 作業班

令和 8 年 7 月 22 日

目次

1	検討事項.....	3
2	委員会及び作業班の構成.....	3
3	検討経過.....	3
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	3
5	CISPR 会議の開催概要等.....	5
6	総会対処方針.....	6
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	9
(1)	A 小委員会.....	9
(2)	B 小委員会.....	9
(3)	D 小委員会.....	17
(4)	F 小委員会.....	18
(5)	H 小委員会.....	18
(6)	I 小委員会.....	18
8	検討結果.....	19
別添		20
1	基本的な対処方針.....	20
2	総会対処方針.....	20
3	各小委員会における対処方針.....	20
(1)	A 小委員会.....	20
(2)	B 小委員会.....	20
(3)	D 小委員会.....	20
(4)	F 小委員会.....	20
(5)	H 小委員会.....	20
(6)	I 小委員会.....	20

（参考資料）CISPR 規格の制定手順

（別表 3）CISPR B 作業班 構成員

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及び CISPR 各作業班の構成は別表 1～6 のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第 26 回 CISPR A 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR A 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第 29 回 CISPR B 作業班（令和 8 年 7 月 22 日）
CISPR B 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第 10 回 CISPR D 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR D 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第 31 回 CISPR F 作業班（令和 8 年 7 月 28 日）
CISPR F 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第 21 回 CISPR H 作業班（令和 8 年 7 月 24 日）
CISPR H 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第 21 回 CISPR I 作業班（令和 8 年 7 月 29 日）
CISPR I 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (7) 第●回 電波利用環境委員会（令和 8 年 8 月●日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 42 カ国（うち 15 カ国はオブザーバー）（注）である。

CISPR において策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

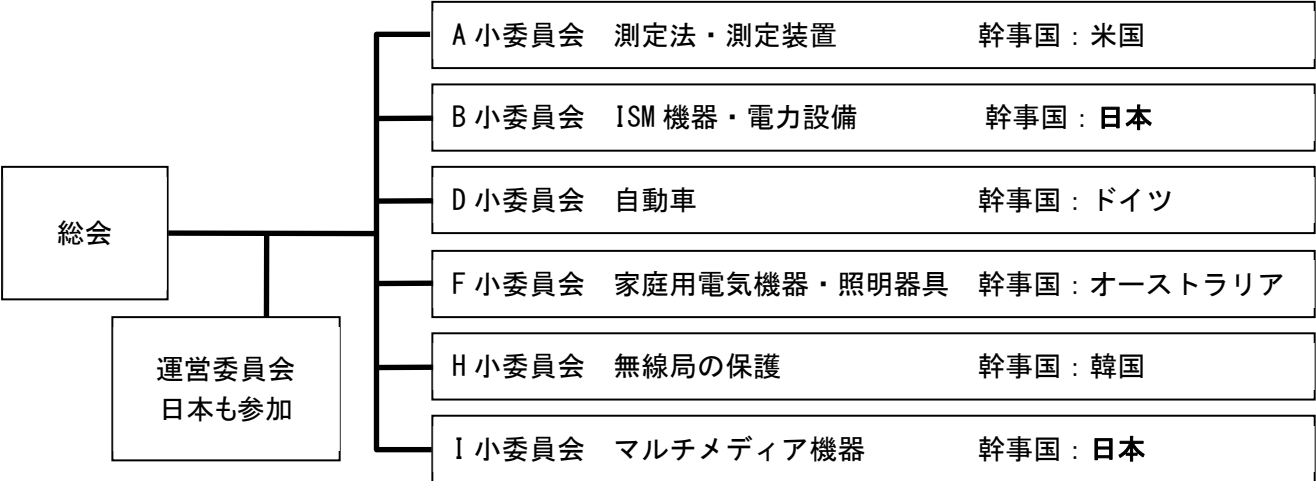
マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

(注) オーストラリア、アゼルバイジャン、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：ペラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（ahG）等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 ((一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 8 年 11 月 9 日から 11 月 20 日までの間、ドイツ ハンブルクにて開催される予定である。(D 小委員会については令和 8 年 10 月 6 日から 10 月 9 日までの間、米国 オースティンにて開催される予定である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から●名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 6 及び 7 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR から議題案は未着となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) 40 GHz までの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の共通エミッション規格への導入作業の開始が決定した。

A 小委員会では、43.5 GHz までの拡張について議論が行われているが、ahG 7 及び ahG 8 での審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることが決定されている。B 小委員会では 1-18 GHz の許容値のうち特に電子レンジに関して、今回の会議で修正が検討される予定である。D 小委員会では、43.5 GHz までの周波数上限の拡張は CISPR 12 第 8 版で議論し、第 7 版では 1 GHz のままとすることが合意されている。F 小委員会では 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されている。I 小委員会では、引き続き A 及び H 小委員会の検討結果待ちの状況である。

今回の CISPR 総会でも各小委員会から検討状況が報告される予定である。A 小委員会では 40 GHz までのサイトやアンテナの校正法及び放射妨害波測定法等について引き続き検討が行われている。F 小委員会では CISPR 14-1 第 8 版に向けた改定作業において、1 GHz 超の放射妨害波測定に APD 法の導入が検討されている。H 小委員会では WG 8 の ahG 9 により作成された 40GHz までの許容値モデルと許容値案をベースとして、共通エミッション規格に許容値を導入する作業が開始された。I 小委員会では、CISPR 32 第 3 版の最新の FDIS 案に、1 GHz から 6 GHz の放射妨害波に関して APD 測定法と許容値が反映されるとともに、同周波数帯の許容値の改定経緯が情動的付則 (Annex M) として追加された。

本件は、各製品群対応小委員会における今後の GHz 帯の放射妨害波測定法と許容値の検討に関連するため、今回の総会でも、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある。一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内での影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和 5 年度の CISPR 総会后、装置数の増加による影響について検討を行うための作業班（WG）として CISPR/WG 4 が設立され、下記の 3 種類のカテゴリについて検討を行っていくこととなった。

- ① 異なる機種数の増加による影響
- ② 同じ種類（メーカー等は異なる）の機種数の増加による影響
- ③ 同じ機種（メーカー、型番が同一）の増加による影響

令和 5 年度の CISPR 総会では、CISPR/WG 4 の検討状況について報告が行われるとともに、CISPR/WG 4 が独自の文書を作成することが決定した。令和 6 年度の CISPR 総会では、CISPR TR 16-4-4 のパラメータを基に、「装置数の増加」に関連するパラメータや、全体の放射電界に与える影響からパラメータの見直しの必要性、また、装置間の距離・ケーブルの長さなど関係する他のパラメータについても検討中であることが報告された。

令和 7 年の CISPR ニューデリー会議では、WG 4 での活動状況と今後の活動計画について、報告書の骨子を決定し初稿完成に向けた作業を開始したこと、令和 8 年には測定やシミュレーションなどを踏まえて選定されたパラメータとシナリオの研究を継続すること、などが報告された。また、シミュレーションと実検証試験について、経験則に基づき、① OFCOM のシミュレーションプログラムに組み込み予定の電流プローブを用いてコモンモード妨害電流の増加による電界強度の変化を評価すること、② 放射妨害波測定を単一装置、その後複数装置で実施して、シミュレーションと測定値の相関関係を特定可能とすること、の試験計画を策定中であることが報告された。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和 3 年の H 小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会（NC）より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・ 一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・ B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（in situにおけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値および共通エミッション規格）で JWG を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェック（Rapid emission check）のためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。JWG 発足は承認され（CISPR/1485/INF）、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和 5 年 7 月に第 1 回となる JWG 9 オスロ会議が開催された。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

その後、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ・ 第 1 回：オスロ会議 | （令和 5 年 7 月 5 日-6 日） |
| ・ 第 2 回：オンライン会議 | （令和 5 年 10 月 7 日） |
| ・ 第 3 回：オンライン会議 | （令和 5 年 12 月 4 日） |
| ・ 第 4 回：シドニー会議 | （令和 6 年 2 月 19 日-20 日） |
| ・ 第 5 回：ロンドン会議 | （令和 6 年 6 月 25 日-26 日） |
| ・ 第 6、7、8 回：Web 会議 | （令和 6 年 10 月 2 日、10 月 9 日、11 月 26 日） |

- ・第9回：リレサン会議（令和7年7月31日、8月1日）
- ・第10回：オンライン会議（令和7年11月25日）
- ・第11回：オンライン会議（令和8年5月5日）

我が国は、当初はプロジェクトの拙速な立ち上げには反対しており、JWG 発足にも反対したが、現在はエキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

令和6年の会議では、A小委員会に先立ってJWG 9のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者がRapid emission checkに取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正がCD案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD修正案へ採用されることとなった。

令和6年10月のA小委員会（東京会議）では、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てたCD案が、CIS/A/1462/DCとして令和7年1月24日にIEC事務局より配布された。

本ガイダンスに対しては、B小委員会WG7に我が国から提案して設置場所測定法（CISPR 37 CD文書）に採用されているPreliminary measurement methodが盛り込まれる予定となっている。

また、第9回リレサン会議では、英国から本ガイダンスをTS化する提案が行われたが、我が国から本ガイダンスは当初方針のTR化を支持し、TS化には反対する寄書を提出して、これに合意が得られている。

更に、第10回と第11回のオンライン会議では、・・・。

今回のCISPR総会では、A小委員会より第10回と第11回の会議の審議結果が報告される予定であり、JWG 9の今後の活動の進め方について確認する。

本課題は太陽光発電システム等のエミッション測定において考慮すべき、「システム一体」としてのEMC評価法にも直結する課題であることから、我が国としても積極的に議論に参画し課題の明確化と方向づけに取り組む。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

(2) B 小委員会

(ISM (工業・科学・医療) 機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定)

B 小委員会では、ISM (工業・科学・医療) 機器並びに重電産業機器、架空送電線、高電圧機器及び電気鉄道からの無線周波妨害波の抑制に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。B 小委員会には第 1 作業班 (WG 1)、第 2 作業班 (WG 2、2026 年からは MT 2 に移行済) 及び第 7 作業班 (WG 7) の 3 つの作業班が設置されている。WG 1 は、ISM 機器からの無線周波妨害波の許容値、標準の測定場における測定方法及び測定の負荷条件等、WG 2 は、電気鉄道を含む高電圧架空送電線、高電圧の交流変電所及び直流変換所等からの無線周波妨害波、そして WG 7 は、ISM 機器の設置場所測定の詳細な方法及び大型大電力機器の測定方法を担当している。

令和 6 年 2 月に、CISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の第 7 版が発行されたことから、将来の改定案に関する審議が開始されている。今回の改定に含まれなかった電気自動車用 WPT に関しては、第 7.1 版に含めることに向けての検討が進められている。それ以外の検討項目に関しては第 7.2 版 (あるいは第 8.0 版) を想定して審議を進めるとされている。なお、無線ビーム (空間伝送型) WPT の測定法に関しては公開仕様書 (PAS 38) として公開されている。

技術報告書 CISPR TR 18「架空電力線、高電圧装置の妨害波特性」では、TR 18-1 及び TR 18-2 の改定が計画されている。CISPR 37「工業、科学、医療用装置からの妨害波の設置場所測定方法及び大型大電力機器の測定方法」は、5 年間のプロジェクト期間で規格が完成できなかったことから、改めて規格の方向性に関する意見照会が行われている。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア CISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の改定

(7) 審議状況

B 小委員会では、平成 29 年に各国に対して第 7.0 版に向けた改定作業項目の意見照会が行われ、早期改定が必要な項目をフラグメント化して検討が進められてきた。第 7.0 版への改定では、ワイヤレス電力伝送に関する記述などへの反対により、一旦は FDIS が否決されたものの、その後の修正を経て、令和 6 年 2 月に IS として発行されている。

第 7.0 版の発行後は、令和 6 年の WG 1 会議にて、検討すべき項目が整理され、すでに別のチームで検討している WPT 関連を除き、項目毎に少人数のタスクフォース (TF) が設置された。また、令和 6 年 11 月の B 小委員会総会では、Bernd Jaekel 氏 (ドイツ) が WG 1 のコンビーナとなることが承認され、WG 1 の活動報告では、各 TF は以下の通り検討中であることが説明された。これらの項目および既存の ahG 3 (DC 電源ポート) は第 7.2 版または第 8.0 版を目指して検討を進めてきた。

TF2 : (有線ネットワークポート) : 有線ネットワークポートを除く既存の他のポートからのエミッション要件は、グループ・クラスごとに異なっているが、有線ネットワークポートも同様とすべきかはまだ結論が出ていない。

TF3：(直流電源ポート)：直流電源ポートに関して、最大のエミッションが測定できるセットアップを開発する必要がある。

TF4：(GCPG と PCE の用語の正しく一貫性ある使用法)：GCPG 及び PCE の用語に関して、一貫性のある用語の使用について整理が完了し、次の CISPR 11 の改定に反映する。

TF5：(CISPR 11 の適用範囲)：CISPR 11 の適用範囲について、次回の WG 1 で提案が審議される。

TF6：(床置型と卓上型などの定義、最適な試験法)：EUT のセットアップについて、床置型と卓上型などの定義、最適な試験法に加え、壁付け型や天井吊り下げ型など他の設置条件に関しても記述が必要とされており、次回の WG 1 で検討する。

TF7：(1-18 GHz の許容値)：CDV 及び FDIS へのコメントから、グループ 2 の機器、とりわけ電子レンジに関して修正を検討する必要がある、次回の WG 1 でいくつかの提案を検討する。

なお、家庭用電子レンジの規格を CISPR 14-1 へ移管したいという提案が F 小委員会よりあり、令和 3 年の B 小委員会総会にて移管作業を WG 1 で進めることとしたが、二重作業を避けるため、F 小委員会側の作業が進むまで保留としている。

また、我が国が維持を強く要望していた、第 6.2 版から第 7.0 版への改定時に削除された旧附則書 H に関しては、旧テキストがそのままの形で B 小委員会のダッシュボードに置かれ、「CIS/B Supporting Document」として自由にダウンロード可能となっている。

この他、吉岡氏（日本）より、30 MHz 以下の磁界測定でのアンテナ方向について、基本規格の 16-1-4 及び 16-2-3 に合わせて X 方向と Y 方向に Z 方向を加えた 3 方向とすることを WG 1 に提案したい旨の意見があった。

令和 6 年 12 月の WG 1 会議で TF で検討してきたテキストを整理し、DC を回付する方針が了承され、以下の 3 件の DC が回付された。令和 7 年 7 月の WG 1 会議では、特に、CIS/B/859/DC への個々の国内委員会（NC）コメントに対する見解の作成の議論が進められたが、時間内に完了しなかった。

CIS/B/857/DC： グループ 2 機器の 1-18 GHz の許容値

CIS/B/858A/DC： IT 電力網（接地なし）の伝導測定

CIS/B/859/DC： CISPR11 の次版

令和 7 年の B 小委員会総会では、WG 1 コンビナより、CISPR 11 の改定作業のうち、EV 用 WPT 以外の課題の検討状況として、WG 1 の担当課題のうち、①TR 28（割当周波数内における 工業・科学・医療装置の妨害波レベルのガイドライン）の統合、②エミッション最大条件達成方法、③本規格の適用範囲の改定、④住宅環境用の電子レンジの CISPR 14-1 への移管、⑤床置き・壁付け・天井設置機器の測定方法の明確化、⑥グループ 2 機器の 1 GHz 超の測定法の見直し、⑦同じポートが多数ある EUT の合理的な測定法、⑧ IT(非接地系)ネットワークの伝導妨害波測定に関する問題、などについて上記 3 件の DC 文書を回付し、今後審議を進めることが報告された。

また、大型医療機器の 1 GHz 超の測定において、ターンテーブル上への吸収体の設置が困難となるなどの状況が課題として報告されており、現在行っていない 1 GHz 超の周波数でのハイトスキャンも検討している。今後 A 小委員会と連携して課題に対処したいとの報告があり、大型機器の 1 GHz を超える周波数での試験場測定法に関して、WG 1 が A 小委員会へ連絡することとされた。

(イ) 対処方針

A ワイヤレス電力伝送システム (WPT)

「エ ワイヤレス電力伝送システム (WPT) の検討」において記載。

B CISPR 11 の全般的な改定

以下の対応を行う。

- ① WG 1 コンビーナの活動報告を聞き、CISPR 11 の将来計画が進展する方向で対応する。
- ② CIS/B/884/INF (WG 7 で検討してきた in situ 測定をいったん CISPR 11 に付属させ、まとまった段階で分離して CISPR 37 とするアイデア) および CIS/B/885/INF (産業用ロボットの EMC 測定のガイド) に賛成の立場で対応する。
- ③ ahG 3 コンビーナの報告を聞き、AHG 3 の活動を支持する。
 - ・ CIS/B/887/DC への各国の対応を確認する。
 - ・ TC18 が提案したコモンモード電圧測定法の実現可能性を確認するための測定キャンペーンの結果が集約されていれば、それに関する今後の活動について報告を聞く。今後の活動に関して状況を見て対処する。
- ④ ahG 4 コンビーナの報告を聞き、CISPR 11 の修正票 1 (AMD 1) の早期発行を推進するべく対応する。特に遅れているフラグメント 4 及び 5 については、CISPR 11 第 7 版の AMD 1 の計画から外し、第 8 版以降の AMD へ計画変更するよう提案する。
- ⑤ JWG 9 共同コンビーナの報告を聞き、適切に対応する。

イ 技術報告書 CISPR TR 18「架空電力線、高電圧装置の妨害波特性」の改定

(ア) 審議状況

令和元年の CISPR 上海会議以降、220 から 765 kV 送電線における無線障害の巡回試験 (RRT) の結果等が提供されており、これまで中国における 1000 kV 送電線の無線干渉 (RI) プロファイルを TR 18-1 の附則へ追加することや、関連文書の参考文献への記載等の提案がなされている。

新型コロナウイルスの影響により令和 2 年から令和 4 年の間は WG 2 の開催は見送られていたが、令和 5 年の B 小委員会総会から活動が再開され、新たな課題案として、スマートパワーグリッドに関するギャップ分析及び環境の見直し項目の提案がなされている。

令和 6 年の WG 2 会議では TR 18-1 (架空送電線および高圧装置の妨害波特性 Part 1: 現象の解説) 及び 18-2 (同 Part 2: 許容値設定に関する測定法と手順) のメンテナンス作業開始の賛否を問う Q 文書 (CIS/B/847/Q) の回付の報告があった。これに対し、田邊氏 (日本) より、TR 18-1 に関する懸念事項として、無限長の単導体に関するシミュレーション結果の E/H 比が 120π と一致しないことが示されていること、ロッドアンテナ導入に関する懸念事項として、実測データの違い、統計分布の違い、草木の影響、雨滴によるアンテナ先端からの放電など、が指摘された。また、新たな課題については、TR 18-2 の適用範囲外となっている低圧 (LV)、電力ケーブル、スマートパワーグリッドの検討が提案された。太陽光発電設備からの EMC に関するガイドラインの情報が提供されたが、この問題は次回の会合で議論することになった。Q 文書はその後可決され、TR 18-1、18-2 のメンテナンス作業開始が承認された。

令和 7 年 4 月の WG 2 会合においては、WG 1 ahG 3 議長の吉岡氏 (日本) より、低圧直流 (LVDC) システムの EMC 要件について、WG 2 との連携したい旨の依頼があり、WG 2 議長は、1 kVA 未満の LVDC が WG 2 のスコープ内かを

確認することとなった。また、TR 18-1 と 18-2 のメンテナンスについては、田邊氏（日本）をプロジェクトリーダーとしたメンテナンスチーム（MT）を発足させる方向となった。

令和 7 年 7 月の WG 2 会合では、TR 18-1、18-2 のメンテナンスに向けた Review Report の案の提示と、TR 18-1 は 1000 kV 架空送電線のデータや無限長の単導体における EH 比に関する最新情報の追加、TR 18-2 は、誤記や軽微な文章の修正のみ行う方針、および早期に Review Report を CISPR B 小委員会幹事に送付して回付することを含む作業計画が提案された。これに対し、WG 2 議長は、ロッドアンテナの適用に関する記述を追記すべきと主張するとともに、次回 CISPR B 小委員会総会で現在令和 7 年となっている TR 18-1 および TR 18-2 の安定期日の延長を依頼し、スケジュールを見直すことを提案した。ロッドアンテナの導入とスケジュールの見直しについては、次回会議にて、再度議論することとなった。

令和 7 年の B 小委員会総会では、WG 2 の活動状況が報告された。TR 18-1 と TR 18-2 の改定作業については、田邊氏（日本）をプロジェクトリーダー候補として、作業開始準備を進めているが、TR 18-2 については技術的な反対意見があり、議論中であることが報告された。B 小委員会議長は、TR 18-1 と 18-2 の改定作業を進めるべきとした。また、新規検討項目として、スマートグリッドと電気鉄道に関する課題が検討中であることが報告された。これらについては別途提案があれば WG を設置できるとされた。一方で、CISPR 運営委員会で課題とされた改定作業のみの WG を MT へ移行すべきとされたことを根拠に、令和 8 年から WG 2 を MT 2 へ変更することが合意され、現在、田邊氏（日本）をプロジェクトリーダーとする TR 18-1、18-2 の改訂作業が進行中である。

(4) 対処方針

B 小委員会総会では、開始された TR 18-1、18-2 のメンテナンス作業について、CIS/B/880/RR、CIS/B/881/RR との整合性に留意する。技術的検討が不十分であるため、ロッドアンテナによる測定法の早急な導入が議論される場合には引き続き反対の立場で対処する。スマートグリッドなど新たな作業項目が提案された場合には、新規 WG を立ち上げることを前提とし、運営委員会での SyC（System Committee）Smart Energy への確認結果や我が国への波及効果などを踏まえて対処を行う。

ウ WG 7（ISM 機器の設置場所測定法及び大型で大容量大電力装置の測定法）

(7) 審議状況

平成 28 年の CISPR 杭州会議にて、中国、韓国からの要望を受けて、設置場所測定及び大型大容量（大電力）装置測定を検討のためのアドホックグループ（ahG）が設置された。その後、令和元年 10 月の CISPR 上海会議にて、現行の CISPR 11 では、設置場所（in situ）での測定が必要となる大型・大容量の ISM 機器に関する測定方法が明確でないことから、ahG の代わりに第 7 作業班（WG 7）が新設され、新規格 CISPR 37 を作成することとなった。

活動当初の WG 7 では、以下を合意している。

- ① 本規格は標準の試験場では試験できない ISM 機器に適用する。具体的には、機器の最終設置場所や使用場所での in situ 測定、及びこれ以外の一定の要件を満たす defined site での atypical equipment（非定型機器）の測定を扱う。なお、defined site の評価方法として、日本が提案したサイト挿入損失（SIL：Site Insertion Loss）法が採用され、日本のエキスパートが事務局となり各国での巡回試験が実施される。
- ② 当初は伝導妨害波測定も検討されてきたが、当面は、150 kHz から 1 GHz

の周波数範囲の放射妨害波測定に限定して検討する。

- ③ CISPR 37 では新しい許容値は導入しない。
- ④ CISPR 11 との一貫性を考慮する。in situ 測定に関して当面 CISPR 11 は CISPR 37 を参照する関係とし、CISPR 37 が明確になった段階で取扱を改めて議論する。

5 年のプロジェクト期限内での CISPR 37 の IS 発行が困難となったことから、令和 6 年の WG 7 会議で新たな NP と今後の活動方針について以下が合意された。

- ① 次回の B 小委員会総会に NP を提出してプロジェクト継続の承認を得る。
- ② 規格本体は第 2 CD (826/CD) と基本規格 (16-2-3、TR 16-2-5、16-2-1) を基に、製品に共通な事項にシンプル化した内容にし、製品固有の事項は附則に事例集 (Use Case) としてまとめる。
- ③ 新規に技術提案する事項については、エビデンスを示す「技術寄書」を必要とする。そのフォーマットは別途提供される。

本合意では、NP 発行に向けた CC 文書の審議完了と章立ての再構成に向けたアクションアイテムが作成され、この中には我が国で検討された高周波利用設備の設置場所測定における事前測定方法 (Preliminary measurement method) 等の測定手法提供や、これらを含む我が国の「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」を事例集の一つとすること等も含められた。なお、この事前測定方法は、A 小委員会 JWG 9 での「迅速なエミッション確認法」でも我が国より提案しており、設置後のシステム全体からのエミッション測定法として効果を訴求している。

令和 6 年の WG 7 シンガポール会議では、前プロジェクトでの第 2 CD (826/CD) に対する残りのコメント審議と NP 発行やプロジェクト継続計画に関する議論、日本からの「高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス」に関する情報提供や新たな第 1 CD 草案に向けた提案が行われた。

令和 8 年の WG 7 ベルリン会議では、後述の TF4 (第 6 章に記載する許容値の変換係数に関することを検討) および TF5 (第 7 章や第 8 章に記載する測定要件に関することを検討) の検討結果報告及び内容審議が再開され、NP 発行に向けて新たな第 3 CD 草案の議論が行われた。

令和 6 年から 8 年にかけて、以下が合意された。

- ・ WG 7 は令和 6 年にプロジェクトは 5 年の活動期限を迎え、一旦キャンセルとなった。このため、後継プロジェクトを予備業務項目 (PWI) として作業開始することを合意し、PWI 文書を回付した。
- ・ 新 CISPR 37 プロジェクトは、前プロジェクトの第 1 CD と第 2 CD を基として作成する。
- ・ TF を以下のとおり新設し、リーダーを決定した。
 - TF1 (Defined site に関すること) : 吉岡氏
 - TF2 (許容値検討に関すること) : Kevin 氏 (ドイツ)
 - TF3 (事前測定方法 (Preliminary measurement method) に関すること) : 田島氏
 - TF4 (許容値の変換係数に関すること) : Remi 氏 (ドイツ)
 - TF5 (測定要件に関すること) : 田島氏
- ・ 規格の章立ての再編成に関しては、CISPR 37 の規格構成案が示され、基本的には CISPR 11 と同一の構成とすることとされた。
- ・ 新規格 CISPR 37 は、in situ 測定法と defined site 測定法の二本立てとすべきとの意見や、発行形態を IS ではなく、TS または TR とすべきとの意見が出た。このため、活動再開に向けて DC 文書 (862/DC) で意見を収集した。また、各国国内委員会 (NC) への情報提供のため、WG 7 作成の CC の審議結

果の INF 文書が回付された。DC 文書に対する各国国内委員会（NC）からのコメントに基づき、以下の方針を決定した。

- ① CISPR 37-1 (in situ) と CISPR 37-2 (Defined site) に分割する
- ② in situ に関する審議を優先し、その後 Defined site について検討する
- ③ TS や TR ではなく IS 化を目指す

(イ) 対処方針

以下の対応を実施する。

- ① TF4：ドラフト案の説明を聞きこれまでの許容値、換算方法との差分を確認し対応する。
 - ② TF5：「in-situ 測定」および「Defined Site 測定」を別のドキュメント構成として検討を進める。（CISPR 37-1 や CISPR 37-2 など）
- ・「in-situ 測定」に関して、第 2 CD の合意点を土台に、第 1 CD のアドバンスポイントを盛り込む方向性を主張する。
 - ・「in-situ 測定」に関して、すでに基本規格が存在するので、遵守する範囲内でわかりやすく簡潔な手順を目指す。
 - ・「in-situ 測定」に関して、2025 年 2 月に日本で実施した、PV システム測定キャンペーン結果報告を試験手順へインプットする。

エ ワイヤレス電力伝送システム（WPT）の検討

(ア) 審議状況

(A) 電気自動車用ワイヤレス電力伝送充電器の要件

CISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値と測定法」の第 6 版（平成 27 年 6 月発行）より、規格の対象にワイヤレス電力伝送システム（WPT）が加えられた。ただし電気自動車（EV）用の充電器など CISPR 11 がこれまで漏えい電波強度の許容値を規定してきた周波数範囲の下限である 150 kHz より低い周波数帯を利用して電力の伝送を行うものの実用化が期待されていることから、これらの機器に適する測定法及び許容値を規定する改定が必要となった。

そこでこれを検討するアドホックグループ（ahG 4）のリーダー（コンビーナ）を我が国のエキスパートが務め、IEC TC 69（電気自動車）と連携しつつ、EV 用 WPT に関する CISPR 11 の改定について検討を行っている。

一方、ITU-R SG 1 では既存の無線通信業務と調和した WPT の利用周波数が研究されており、令和元年には、EV 用 WPT の利用周波数に関する勧告 ITU-R SM. 2110-1 が、モバイル・可搬型 WPT の利用周波数に関する勧告 ITU-R SM. 2129-0 が、発行されている。そこで、許容値を EV 用 WPT の利用周波数に関する ITU-R 勧告と整合させた CDV（CIS/B/737/CDV）が令和 2 年に回付されたが、本 CDV に対しては高調波領域（150 kHz から 30 MHz）での許容値案に対する反対意見が多く、否決された。しかし、測定法の記述等は完成度が高まっていることもあり、規格案を以下の 5 つのフラグメントに分割して順次検討する手法に方針が転換された。

- ・ 第 1 フラグメント（用語の定義・測定法）：
- ・ 第 2 フラグメント（9 kHz から 150 kHz の放射許容値）
- ・ 第 3 フラグメント（150 kHz から 30 MHz の放射許容値）
- ・ 第 4 フラグメント（3 m 以上の接続ケーブルを持つ場合の 30 MHz 以下電界強度測定の導入）
- ・ 第 5 フラグメント（伝導許容値、9 kHz から 150 kHz）

第 1 フラグメントのうち、WPT に特有の用語と定義については議論が収束した。一方、測定法については、既に SAE 規格（J2954）として EV 用 WPT の試験規格が運用開始されている米国から、SAE（Society of Automotive

Engineers、米国自動車技術者協会）規格とは異なる試験配置等に関して意見が出された。これに対し CISPR の規格案での試験方法は、1 GHz までの不要発射の最大値測定に着目するもの、との説明がなされた。米国はこれを了承し、令和 3 年 1 月の ahG 4 会議で本フラグメントを CDV に進めることに合意し、その後可決された。

第 2 フラグメントについては、令和 3 年 4 月の ahG 4 会議で作業文書が審議された。先に否決された CDV (B/737/CDV) では、EV 用 WPT の利用周波数帯として 19-21 kHz と 79-90 kHz が想定されていた。しかし、19-21 kHz に対して CISPR TR 16-4-4 の確率モデルで計算された許容値は、19.95-20.05 kHz にある標準周波数報時業務に干渉することが明らかとなったが、提案元の韓国から 19-21 kHz を残す主張があり、ひとまずそれら異なる主張を両立できる案としての CD 案が合意に至った。

令和 3 年の B 小委員会総会では、CDV が可決済みの EV 用 WPT の第 1 フラグメントを、CISPR 11 全体に対する CDV が可決済みのフラグメントにまとめて第 7 版の FDIS として発行する承認を求めた。しかし、新たな許容値の提案を先送りして第 1 フラグメントだけを規格に盛り込むことに反対する意見、例えば EBU や IARU 等が「WPT に関する議論は CISPR 11 全体の議論とは別扱いすべき」と主張したこと等、があったことから FDIS は否決された。

令和 4 年のサンフランシスコ B 小委員会総会では、否決された FDIS の対応が議論された。結果としては、Q 文書 (B/816/Q) で各国の意向が確認され、EV 用 WPT に関する全フラグメントが揃ってから 1 つの CDV にまとめる方針となった。その後、第 3 フラグメントの CD 文書草案作成の TF が、塚原氏をリーダーとして立ち上げられた。

令和 5 年には、IEC SMB (Standardization Management Board、標準管理評議会) の指示で、5 年を超えるプロジェクトの廃止ルールにより、EV 用 WPT プロジェクトは一旦廃止された。しかし、本課題は重要であることから同年 9 月に RR 文書 (B/828/RR) を回付し、作業が再開した。

令和 5 年の B 小委員会総会では、完成済みの第 1 および第 2 フラグメントをまとめた CD を回付すること、翌年早期に第 3 フラグメントの検討に入ること等が了承された。令和 6 年 3 月には、上記 CD 文書草案が作成された。また、適用範囲は、広義の「EV」からより狭義の公道を走行する「Electric Road Vehicles」の充電システムのみとすることが決定された。構内専用の AGV や自動草刈り機などは別途議論されることとなった。

令和 6 年には、フランスから、150 kHz 以下には NATO 調整バンドがあるので、LF 帯と VLF 帯 (10-30 kHz と 30-100 kHz) でそれぞれ -25 dBuA/m と -30 dBuA/m、という極めて低い許容値が要求され、タスクフォースを設置して検討することとなった。

令和 6 年 2 月に CISPR 11 第 7 版を発行したが、その後の第 7 版 修正票 1 (AMD 1) に向けた 5 つのフラグメントの検討状況を以下に述べる。

- ・ 第 1、第 2 フラグメントをまとめた CD (B/839/CD) に対するコメント対応が審議され、令和 7 年には、第 2 CD (B/863/CD) を回付した。許容値に関する一部コメントへの対応は、新たに設置されたタスクフォースの結論を待って行うこととした。

令和 7 年 10 月のフローニンゲンでのハイブリッド会議では、第 2 CD へのコメントとして主に、上述の、LF 帯と VLF 帯の無線への干渉評価や許容値の算出根拠を記す Appendix X の項での欧州規格参照の妥当性等が審議された。しかし、一部コメントの審議が完了せず、令和 8 年 2 月のベルリンでのハイブリッド会議、同年 6 月のユタ会議を経て、7 月下旬のオンライン会議での合意を目指している。なお、ユタ会議において 20 kHz 帯は削除し、国際的な相互運用性の観点から 85 kHz 帯のみ使用すると合意し

たことを受け、第3 CD ではこれの反映も予定している。

- ・ 第3 フラグメントの CD (B/868/CD) は令和7年10月末のコメント期限で回付された。令和8年2月のベルリンでのハイブリッド会議、同年6月のユタでのハイブリッド会議を経て、7月下旬の延長オンライン会議での合意を目指している。これは GB、EBU および IARU からの S_{time} に関するコメントについての最終審議である。
- ・ 第4 フラグメント (30 MHz 以下の電界測定 of 導入) は TG で検討してきた。シミュレーション結果から電界測定は不要と思われるが、追加データとモデル改善に引き続き取り組むことにしている。なお、作業が遅れている第4、第5 フラグメントはそれぞれ別の CDV を発行予定である。
- ・ 第1 から第3 までのフラグメントをまとめた CISPR 11 第7版 修正票 1 (AMD 1) の作成を最優先で進める方針が合意された。令和8年6月のユタでのハイブリッド会議では、ahG 4 議長が、令和8年12月までに CDV、令和9年夏までに FDIS にすることを目標とすることを提案した。なお、複数のフラグメントを統合して一つの CD を回付可能かは、IEC 事務局の了承を得る必要がある。
- ・ 令和6年には、許容値の設定や改定では、CD 段階で H 小委員会へ照会すべき指示の文書 (CISPR/1526/INF) が発せられた。B 小委員会は、EV 用 WPT の許容値を含む CD 文書 (B/839/CD) を H 小委員会に照会した。同年の B 小委員会総会では、H 小委員会副議長の Martin Wright 氏 (英国) が、B 小委員会からの要請 (B/839/CD) に基づき H 小委員会が回答する段階である、と説明した。
- ・ 令和7年9月の B 小委員会総会では、EBU 代表から、第1+第2 フラグメントと第3 フラグメントは同じ TR 16-4-4 の許容値算出モデルを用いるため、並行議論はすべきではなく、前者の議論が収束するまで、第3 フラグメントの CD 回付は延期すべきと意見があった。B 小委員会議長は 100 % の合意は難しいが CD 回付は予定とおり進めるべきで、次回会議でモデルへの意見があった場合は第1+第2 フラグメントにも同様の修正を検討する可能性を指摘した。EBU 代表は、重複内容を同時並行で議論することで、整合しなくなることへの懸念を示した。CISPR 議長は、モデルは他の小委員会も用いており同時回付自体はルール上問題ないが、実務的には同じコメントを2度議論することになるため非効率、と指摘した。

(B) 無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置 (ビーム WPT) の要件

EV 用 WPT とは別に、平成29年の第1作業班 (WG 1) にて米国から、10 m 程度までの離隔で電力伝送が可能な方式の WPT を「WPTAAD (WPT At A Distance)」として CISPR 11 の対象に明示的に含めるため、「無線周波エネルギーを局所的に使用するもの」と規定されている ISM 機器の定義を拡張する等の修正意見があった。平成30年の釜山会議では、我が国より、日本は無線通信と共通の原理を使用しているため、WPTAAD と無線通信を区別するのは難しいという懸念を表明した。このため B 小委員会議長は、令和元年の WG 1 会議にて米国を中心にタスクフォース (TF) を設置して作業文書の作成を指示した。これには、①915 MHz 帯域の処理方法、②ISM 応用に焦点、③既存の無線サービスや Wi-Fi などの短距離無線通信機器 (SRD) との共存を評価、④他の小委員会と協力、⑤相互変調/混変調の影響の考慮、が含まれた。

令和2年の WG 1 中間会議以降、測定法の追記も含む具体的な改定案として、最大出力となる送受信間距離など、ビーム WPT 特有の動作条件等が考慮された測定法などが議論されてきた。我が国は一貫して、ビーム WPT は無線機器として扱うべきと主張している。オランダは、欧州もその方向で議論しているとコメントした。

TF ではこれらの議論を考慮し、以下の検討を行うこととなった。

- (1) 最大電力を測定する試験手順を明確にする。

- (2) ターンテーブル上での異なる離隔距離での試験が、WPT の動作最大距離に対し、有効で再現性ある結果を提供できるかを判断する。
- (3) CISPR 11 に基づく WPT の試験と、FCC 規則に基づく WPT の試験との相違点と類似点を特定する、等。

なお、ビーム WPT は、当初 CISPR では略称「WPTAAD」が用いられていたが、ITU-R の表記に合わせ「Radio Beam WPT」に置き換えられた。

令和 4 年に投票された CISPR 11 第 7 版の CDV (CIS/B/778/CDV) は反対なく承認されたが、その後、他のフラグメントとまとめて回付された FDIS は否決された (7 (2) ア参照)。そこで、令和 4 年サンフランシスコ会議の B 小委員会総会では、ビーム WPT は CISPR 11 第 7.0 版には含めない方針が確認された。しかし、米国からの早期規格化要求により、本件は単独で公開仕様書 (PAS) として早期に発行することとなった。

PAS の原案作成は WG 1 で行われ、令和 6 年 3 月には CD 案 (CIS/B/840/CD) が回付、同年 7 月の WG 1 会議では DPAS 発行が承認され、令和 7 年 4 月には PAS 38 が発行された。なお、本文書の適用範囲には「無線ビームワイヤレス電力伝送デバイスは、無線機器として分類されていない場合にのみ、このドキュメントの範囲に含まれる。」と明示されている。

なお我が国では、ビーム WPT は無線設備 (空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム) として制度整備されているため、本規格は我が国では適用されない。

議長からは、PAS はあくまで暫定的な文書であり、PAS 38 の CISPR 11 への統合に向けた議論が必要と指摘したが、今後 12 か月間は決定を延期して令和 8 年総会で再検討する方針が示され、了承された。

(イ) 対処方針

(A) 電気自動車用ワイヤレス電力伝送充電器の要件

第 1、第 2、第 3 フラグメントを合体した CDV を早期にとりまとめ回付し、令和 9 年中の FDIS の発行 (CISPR 11 第 7 版の AMD 1) へ進めるように推進することが基本方針である。

令和 8 年 7 月下旬の延長オンライン会議で第 3 フラグメントへの NC コメント集が最終合意に達することを期待しているが、これを反映した第 3 フラグメントの第 2 CD 及び第 1+第 2 フラグメントの第 3 CD の回付が IEC 事務局の処理で 8 月中旬までに回付されない可能性がある。この場合、2 件の CD への NC コメント期限 (8 週間) はハンブルク総会の直前にずれ込む。その場合、次回、これら CD への NC コメントの審議を予定して東京で開催を想定しているハイブリッド会合の開催時期の決定が進めにくい課題がある。

一方、第 4 と第 5 フラグメントのドラフト作業が遅延していることから、この 2 つのフラグメントを CISPR 11 第 7 版の AMD プロジェクトから外し、第 8 版以降の AMD へ変更するように提言する。(これにより、CISPR 11 のメンテナンス作業が滞っている件が解消できると期待される。)

(B) 無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置の要件

本年 10 月に施行される IEC/ISO 指令の新版では、PAS の有効期限が 6 年間に延長される。無線ビーム型ワイヤレス電力伝送装置の要件に関して、現状、新たな提案がないことから、安定期日を 4 年間延長し、2030 年とすることを支持する。

(3) D 小委員会

(自動車・モーターボートなどの妨害波に関する規格を策定)

(4) F 小委員会

（家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定）

(5) H 小委員会

（無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定）

(6) I 小委員会

（情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定）

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

諮問第 3 号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 2 から 3 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会对処方針

＜ 6 における対処方針の結論部分のみ記載 ＞

3 各小委員会における対処方針

(1) A 小委員会

＜ 7 における対処方針部分のみ記載 ＞

(2) B 小委員会

＜ 7 における対処方針部分のみ記載 ＞

(3) D 小委員会

＜ 7 における対処方針部分のみ記載 ＞

(4) F 小委員会

＜ 7 における対処方針部分のみ記載 ＞

(5) H 小委員会

＜ 7 における対処方針部分のみ記載 ＞

(6) I 小委員会

＜ 7 における対処方針部分のみ記載 ＞

(別表3)

CISPR B 作業班 構成員 名簿

(令和8年7月22日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	くぼ た ふみと 久保田 文人	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 参与
主任代理	たじま きみひろ 田島 公博	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC センタ 主席技師
"	つかはら ひとし 塚原 仁	(一財)日本品質保証機構 総合製品安全部門計画室 参与
"	みやした みちふみ 宮下 充史	(一財)電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 副研究参事
構 成 員	ありた やすゆき 有田 泰之	電気興業(株) 営業統括部 高周波営業部 営業1課
"	いしぐろ しんいち 石黒 信一	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC センター
"	いのうえ ひろし 井上 博史	(一社)日本電機工業会 技術戦略推進部
"	いのうえ まさひろ 井上 正弘	(株) 東陽 EMC エンジニアリング 委託技術顧問
"	かさい あきとし 笠井 昭俊	超音波工業会 技術委員会
"	かとう ちはや 加藤 千早	(一財)電波技術協会 技術顧問
"	かねこ やすよし 金子 裕良	(一社)日本溶接協会 電気溶接機部会アーク溶接機小委員会 委員
"	かわせ のぼる 河瀬 昇	富士電機株式会社 インダストリー事業本部 事業統括部 グローバルビジネス戦略室 適合性評価推進課 主任
"	きのした まさみち 木下 正亨	(一社)電子情報技術産業協会 ISM EMC 専門委員会
"	さきがわ てつぺい 笹川 哲平	(一社)日本工作機械工業会 技術部長
"	しょう き ひろき 庄 木 裕樹	ブロードバンドワイヤレスフォーラム WPT-WG リーダ
"	たかはし こういちろう 高橋 浩一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	たけうち けいいち 竹内 恵一	(公財)鉄道総合技術研究所 情報通信技術研究部 通信ネットワーク 主任研究員
"	たけむら こういちろう 竹村 康一郎	(一社)送配電網協議会 NW 企画部 副部長
"	たなべ かずお 田邊 一夫	日本大学 理工学部理工学研究所 上席研究員
"	たにざわ まさひろ 谷澤 正彦	日本無線(株) 経営戦略本部 部長 技術統括担当
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	なかむら かず き 中村 一城	(独) 国立高等専門学校機構 東京工業高等専門学校 電子工学科 准教授
"	なかむら つとむ 中村 勉	(一社)日本ロボット工業会 安川電機 技術開発本部 信頼性技術部 規格認証課
"	にしだ ゆうじ 西田 裕二	(一社)日本医療機器産業連合会 EMC 分科会副主査
"	ひらいわ しげかず 平岩 成一	(一社)日本電機工業会 電子レンジ技術専門委員会
"	ふくた はやと 福田 隼人	東日本旅客鉄道株式会社モビリティ本部 電気ネットワーク部通信ユニットマネージャー
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・較正事業本部電磁環境試験部試験グループ 主任技師
"	みねまつ いく や 峯松 育弥	(一社)KEC 関西電子工業振興センター 試験事業部
"	やまなか ゆきお 山中 幸雄	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所電磁波先進・基盤研究センタ ー電磁環境研究室 特別研究員
"	よしおか やすとし 吉岡 康哉	富士電機株式会社技術開発本部 デジタルイノベーション研究所 デ ジタルプラットフォームセンター システム制御研究部 主査

(計 30 名)

